

社会的養育推進の基本的方向性（概要版）

1. 位置付け

・平成28年児童福祉法等改正等の理念の下、子どもの最善の利益を実現するため、令和2年度を始期とする「第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画」の「施策の方向」として示された「児童虐待予防・防止対策の強化」及び「社会的養育体制の充実」を踏まえ、厚生労働省局長通知「『都道府県社会的養育推進計画』の策定」（平成30年7月6日）に基づき、今後の本市の社会的養育の将来像を示すもの

2. 基本的な考え方と具体的な取組

【基本的な考え方】

1 児童虐待の発生予防、未然防止、早期対応等の強化

2 社会的養育が必要な子どもへの支援の充実

3 社会的養育推進体制の強化

【具体的な取組】

(1) 在宅支援・家族支援の取組

(2) 子どもの権利擁護に関する取組

(3) 家庭養育・特別養子縁組推進の取組

(4) 施設養育体制の強化に向けた取組

(5) 一時保護の環境整備や体制強化に向けた取組

(6) 自立支援の取組

(7) 児童相談所の強化に向けた取組

【具体的な内容】

○子育て支援センターの体制や専門性の強化
○ショートステイ事業の充実
○子どもの権利擁護や社会的養育の理解促進に向けた市民や関係機関等への啓発 等

○里親支援を包括的に実施するフォスティング機関を中心とした、里親委託を推進するための総合的な実施体制の構築
○里親登録者の拡大
○ファミリーホームの設置促進
○施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化に向けた検討
○施設職員の定着や育成に関する取組の推進
○一時保護所の機能の充実強化
○社会的養護自立支援事業の充実 等

○児童相談所の体制及び専門性の強化等

< 参考 1 > 社会的養育が必要な子ども数の見込み

平成31年2月【基準】：236人

令和6年度：224人

令和11年度：214人

< 参考 2 > 国の里親委託率を達成するために必要な里親等への委託子ども数の見込み

令和元年10月【基準】：38人

令和6年度：87人

令和11年度：123人

< 参考 3 > 国の里親委託率を達成するために必要な里親登録者数の見込み

令和元年10月【基準】：67組

令和6年度：102組

令和11年度：132組